

その他北広島市庁舎管理規則に掲げる行為等別に定める事項

	禁止事項	市民ギャラリー	
		禁止行為の具体例	根拠法令等
1	政治及び宗教活動を目的とするもの。	例外なく禁止	政策の普及宣伝、布教目的の展示 など 市民ギャラリー利用ガイド 6 利用の制限
2	営利を目的とするもの。	例外なく禁止	企業の販促目的の展示 など 市民ギャラリー利用ガイド 6 利用の制限
3	物品を販売し、寄附金等を募集し、又はその他これらに類する行為をすること。	例外なく禁止	障がい児が描いた絵画を展示し、募金箱を設置して寄附を募る など 市庁舎管理規則第12条第1項(1)
4	文書、図画その他印刷物を配布し、又は散布すること。	原則禁止 (但し、展示物に関連のあるチラシ等を展示スペースに設置するのは可。)	展示物に関連のない文書の設置 など 市庁舎管理規則第12条第1項(2)
5	貼紙、立看板、懸垂幕、標旗、のぼり、アドバルーン等を掲示し、又は掲揚すること。	原則禁止 (但し、展示物に関連のあるもので、掲示板等の備品への貼紙は可。それ以外の貼紙は禁止。)	ギャラリースペース内の柱への貼紙、展示物に関連のない立看板・のぼりの設置 など 市庁舎管理規則第12条第1項(3)
6	電熱器、ガスその他これらに類する火気を使用すること。	例外なく禁止	火器を用いた芸術作品の展示 など 市庁舎管理規則第12条第1項(4)
7	宣伝、勧誘、演劇、集会等をする事。	例外なく禁止	絵画クラブの会員勧誘のチラシの設置 など 市庁舎管理規則第12条第1項(5)
8	作業又は工事をすること。	原則禁止 (但し、展示物に関連のある作業(設置撤収)は可。工事は例外なく禁止。)	床、天井等の穴あけ工事 など 市庁舎管理規則第12条第1項(6)
9	危険物を持ち込むこと。	例外なく禁止	可燃性スプレー、劇薬の持ち込み など 市庁舎管理規則第12条第1項(7)
10	天幕、小屋掛けその他工作物を設けること。	例外なく禁止	ギャラリースペースの天井に作品を吊り下げる など 市庁舎管理規則第12条第1項(8)
11	みだりに庁舎内に入ること。	例外なく禁止	展示の設置等に関係のない時間帯の庁舎内(5階)への侵入 市庁舎管理規則第15条(1)
12	通行の妨害となる行為をすること。	例外なく禁止	ギャラリースペースをはみ出るような展示、来庁者の動線を遮断するような展示 など 市庁舎管理規則第15条(2)、市民ギャラリー利用ガイド 7 展示ルール(5)
13	示威又は喧噪にわたる行為をすること。	例外なく禁止	鳴り物や音響を伴う展示 など 市庁舎管理規則第15条(3)、市民ギャラリー利用ガイド 7 展示ルール(4)

その他北広島市庁舎管理規則に掲げる行為等別に定める事項

	禁止事項	市民ギャラリー		
		禁止行為の具体例	根拠法令等	
14	庁舎、器物等を汚損し、又は破損すること。	例外なく禁止	展示物の絵の具等で床、柱を汚損する など	市庁舎管理規則第15条(4)
15	面会を強要し、又は庁舎等において居座ること。	例外なく禁止	展示期間外の展示物の放置 など	市庁舎管理規則第15条(5)
16	所定の場所以外において火気を使用し、又は喫煙すること。	例外なく禁止	ギャラリースペースでの喫煙 など	市庁舎管理規則第15条(6)
17	所定の場所以外において自転車又は車両(自動車及び原動機付自転車をいう。)を置くこと。	例外なく禁止	搬入出の際、駐車場以外の場所への車両の駐車 など	市庁舎管理規則第15条(7)
18	その他庁舎内の保全を害し、又は秩序を乱すような行為をすること。	例外なく禁止	激臭を伴った作品、閲覧者の不安を煽るような作品の展示 など	市庁舎管理規則第15条(8)
19	公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの。	例外なく禁止	差別的表現、誹謗中傷を伴う作品の展示 など	
20	その他庁舎の管理運営上支障があるもの。	例外なく禁止	防火シャッターの開閉に支障が出る展示 など	

※許可をした後に、当該禁止事項に該当した場合は、利用の取消し